

## 議決権の行使についての参考書類

### 1. 総株主の議決権の数

1,358,369個

### 2. 議案及び参考事項

#### 第1号議案 第4期利益処分案承認の件

本議案の内容は、前記添付書類29頁に記載のとおりであります。

当期の期末配当金につきましては、優先株式については所定の配当を支払うほか、普通株式の配当につきましては収益動向等の経営成績やその将来の見通しに加え、安全性や内部留保とのバランスにも留意し、第2回甲種優先株式は1株につき6円50銭、第3回乙種優先株式は1株につき2円42銭、普通株式は1株につき1円11銭とさせていただきたく存じます。

なお、中間配当金として第2回甲種優先株式は1株につき6円50銭、第3回乙種優先株式は1株につき2円42銭、普通株式は1株につき1円11銭をそれぞれお支払いいたしましたので、当期の年間配当金は、第2回甲種優先株式は1株につき13円、第3回乙種優先株式は1株につき4円84銭、普通株式は1株につき2円22銭となります。普通株式は前期1株につき1円11銭でありましたが、当期中に普通株式2株を1株とする株式併合を行っておりますので実質的に同額となります。

また、役員賞与金につきましては計上致しておりません。

## 第2号議案 取締役3名選任の件

当行は本総会終結のときをもって委員会等設置会社に移行いたします。

それにともなう社外取締役充実等のため、以下3名の取締役選任をお願いしたいと存じます。  
候補者の略歴は次のとおりです。

番号	氏 (生年月日)	略歴	所有する当社 株式の数
1	ティエリー ポルテ (昭和32年6月28日生)	昭和54年9月 モルガン・スタンレー入社 平成3年12月 同社マネージング・ディレクター 平成7年9月 モルガン・スタンレー・ジャパン社長 平成15年11月 当行執行役員副会長（現任）	20,119株
2	可児 滋 (昭和18年9月20日生)	昭和41年4月 日本銀行入行 昭和63年10月 同行岡山支店長 平成4年5月 東京金融先物取引所常任監事 平成8年5月 日本銀行文書局長 平成11年5月 東京証券取引所常務理事 平成14年4月 日本電気株式会社顧問（現任）	0株
3	長島 安治 (大正15年6月22日生)	昭和28年4月 弁護士登録 昭和36年1月 長島・大野法律事務所パートナー （現長島・大野・常松法律事務所） 平成9年1月 長島・大野・常松法律事務所顧問（現任） 平成15年4月 東京大学法科大学院運営諮問委員会委員（現任）	0株

(注) 候補者可児滋、長島安治の両氏は、商法第188条第2項第7号ノ2に定める社外取締役の条件を満たしております。

**第3号議案** 当行及び当行子会社の役職員に対しストックオプションとして新株予約権を発行する件

商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき、以下の要領により、当行の取締役（社外取締役を除く）・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役（社外取締役を除く）・執行役・従業員に対しストックオプションとして新株予約権を発行することについてご承認をお願いするものであります。

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当行グループの業績向上に対する意欲や士気を高め、当行グループの企業価値の向上を図ることを目的とし、当行の取締役（社外取締役を除く）・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役（社外取締役を除く）・従業員に対し新株予約権を無償で発行するものであります。

2. 新株予約権割当の対象者

当行の取締役（社外取締役を除く）・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役（社外取締役を除く）・従業員に対し新株予約権10,000個を上限として割当てるものとします。

3. 新株予約権発行の要領

(1) 発行する新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当行普通株式 10,000,000株を上限とする。

なお、当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数=調整前株式数×分割・併合の比率

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、または当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める株式数の調整を行うものとする。

(2) 発行する新株予約権の数

10,000個（新株予約権1個につき普通株式1,000株。ただし、前項に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。）を上限とする。

(3) 新株予約権の発行価額

無償で発行するものとする。

(4) 新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額

新株予約権の行使に際して、新株予約権1個当たりの払込金額は、次により決定される1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に(2)に定める新株予約権1個の株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を発行する日の前10取引日の各日（取引が成立していない日を除く）の東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の終値の平均値に1.01を乗じた

金額（1円未満の端数は切上げ）とする。

なお、新株予約権発行日以降、当行が株式分割・併合および株主割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後 } \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1\text{株当たり払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}} = \frac{\text{行使価額}}{\text{行使価額}} \times \frac{\text{既発行株式数}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

(併合の場合は減少株式数を減ずる)

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、または当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

平成18年7月1日から平成26年6月23日まで

(6) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続きを完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。
- ② 新株予約権者は平成18年7月1日から平成19年6月30日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内（1個に満たない数が生じる場合は、1個に切上げる）に限って権利を行使することができる。
- ③ 新株予約権の質入れその他一切の処分は認めないものとする。
- ④ その他の条件については、本株主総会及びその後の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける当行の取締役（社外取締役を除く）・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役（社外取締役を除く）・従業員との間で締結する「新株予約権付与契約」に定めるところによる。

(7) 新株予約権の消却

- ① 当行が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、または、当行が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転承認の議案につき株主総会で承認されたときは、当行は本新株予約権を無償で消却することができる。
- ② 本新株予約権は、新株予約権の割当を受けた者が(6)④の「新株予約権付与契約」に定める条件を満たさない状態または新株予約権者の相続人が(6)①の相続手続きを取らなかったことで権利を喪失した場合には未行使の新株予約権を無償で消却することができる。ただし、この場合の消却手続きは新株予約権の行使期間終了後一括して行うことができるものとする。

(8) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するときは当行の取締役会の承認を要するものとする。

#### 第4号議案 自己株式取得の件

当行及び当行子会社の役職員に対しストックオプションを実施するため、さらに経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行のため、商法第210条の規定に基づき、本総会終結の時から次期定期総会の終結の時までに、当行普通株式25百万株、取得価額の総額200億円を限度として買い受けることにつき、ご承認をお願いするものであります。

#### 第5号議案 退任取締役及び退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

平成16年4月15日付をもって取締役を辞任されました森秀文氏、ならびに当行の委員会等設置会社への移行に伴う監査役制度の廃止により本総会終結の時をもって監査役を退任されます齋藤宏二、須藤章、保田眞紀子の各氏に対し、その在任中の功労に報いるため、当行の定める一定の基準に従い、取締役については6,469万円、監査役については総額2,664万円の退職慰労金をそれぞれ贈呈いたしたいと存じます。なお、各退任監査役に対する具体的な金額の決定については、本総会終結後に開催される取締役会の決議により組織される予定であります報酬委員会にご一任願いたいと存じます。

退任取締役及び退任監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
もり 森 ひで 秀 ぶみ 文	平成10年11月 当行取締役副頭取 平成12年3月 当行専務取締役 平成16年4月 当行専務取締役退任
さい 齋 とう 藤 こう 宏 じ 二	平成14年6月 当行常勤監査役（現任）
す 須 どう 藤 あきら 章	平成10年11月 当行常勤監査役 平成12年3月 当行非常勤監査役（現任）
やす 保 だ 田 ま 眞 き 紀 こ 子	平成12年3月 当行非常勤監査役（現任）

以上

## インターネットによる議決権行使のお手続きについて

インターネットによる議決権行使に際しては、下記事項をご確認のうえ、ご行使いただきますようお願い申しあげます。

### 記

1. インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使サイト（<http://www.evote.jp/>）をご利用いただくことによってのみ可能です。  
なお、議決権行使サイトは、携帯電話・PHS等を用いたインターネットではご利用いただけません。
2. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用は、株主さまのご負担となります。
3. インターネットによる議決権行使をされる場合は、議決権行使サイトにおいて、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否を入力していただく必要があります。また、株主さま以外の他人による不正アクセス（なりすまし）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主さまには「仮パスワード」の新しいパスワードへの変更や、当社名義書換代理人であるUFGJ信託銀行が発行する専用の電子証明書の取得をお願いすることになります。  
なお、「議決権行使コード」は株主総会の招集のつど新しいコードをご通知いたしますが、パスワードにつきましては、株主さまが変更されるまで継続的にご利用いただくこととなります。
4. インターネットによる議決権行使は、株主総会前日（平成16年6月23日（水曜日））の24時まで受付いたしますが、議決権行使結果の集計の都合上、極力お早めにご行使いただきますよう、お願い申しあげます。
5. 郵送による議決権行使とインターネットによる議決権行使が重複してなされた場合は、インターネットによるもの有効とさせていただきます。
6. インターネットによる議決権行使が複数回にわたりなされた場合は、最後に行使されたものを有効とさせていただきます。

以上

お電話によるお問い合わせ先  
UFGJ信託銀行 証券代行部 インターネット議決権行使ヘルプデスク  
0120-663-166（受付時間9:00～21:00）

## 会場ご案内図

会 場 東京都千代田区内幸町二丁目1番8号 新生銀行 本店 1階新生ホール  
 最寄り駅  
 • 地下鉄一日比谷線 霞ヶ関駅 (C4出口)  
     丸ノ内線 霞ヶ関駅 (B2出口)  
     千代田線 霞ヶ関駅 (C4出口)  
     都営三田線 内幸町駅 (A7出口)  
     銀座線 虎ノ門駅 (9番出口)  
 • JR線－新橋駅 (日比谷口)

